

日本女子大学利益相反管理ポリシー

2022年4月1日制定

1. 目的

日本女子大学利益相反管理ポリシー（以下「本ポリシー」という。）は、日本女子大学（以下「本学」という。）において産学官連携等による研究を推進する中で不可避免的に生じ得る利益相反を適切に管理するための方針を示し、もって本学における研究の健全性・公正性及び透明性確保に資することを目的とする。

2. 定義

- （1）本ポリシーにおける企業等とは、企業、国若しくは地方公共団体の行政機関又はその他の国内外の団体等をいう。
- （2）本ポリシーにおける産学官連携活動等とは、国内外の受託研究、共同研究、奨学寄付金・研究助成金、知的財産権の実施許諾、権利譲渡・譲受、研究施設・設備・機器等の物品提供の受入れ、役務提供の受入れ、競争的研究費（科学研究費助成事業・厚生労働科学研究費補助金・日本医療研究開発機構研究費等）による研究、人を対象とする生命科学・医学系研究、国外からの報酬の受入れ、本学以外の所属機関・役職への従事等をいう。
- （3）本ポリシーにおける利益相反とは、個人が企業等から得る経済的な利益と、教育研究において求められる責任や、研究で必要とされる公正かつ適正な判断とが衝突した状況をいい、加えて研究の国際的な信頼性を損なうおそれが生じている状況をいう。

3. 基本理念

- （1）本学は、教育研究理念に基づき、研究者の育成とともに地域社会や産業界の課題解決に寄与する研究を積極的に推進し、優れた研究成果を社会に還元するために産学官連携活動を推進する。
- （2）本学は、産学官連携活動を公正かつ円滑に推進するために、研究者が産学官連携活動等による個人的利益を研究者本来の責務や産学官連携活動等の公益性等に対して優先することがないように、加えて意図せずに研究の信頼性を損なうおそれが生じないように、利益相反の管理体制を構築する。
- （3）本学は、的確な利益相反管理を行うために、研究者が安心して産学官連携活動等に取り組めるよう、研究者の自主的な活動を尊重した適切な手続きを整備する。
- （4）本学は、利益相反に関して適切に対応し、産学官連携活動等における公共性、中立性、透明性を確保し、社会への説明責任を果たす。

4. 管理体制

- （1）産学官連携活動等における利益相反管理に関する総括責任者を置き、重要事項を審議する機関として、日本女子大学利益相反管理委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。
- （2）対象者の範囲は、次の者とする。

①大学専任教員

②科研費に採択中又は応募予定の研究者（客員研究者・学術研究者・日本学術振興会特別研究者）及び職員等

③その他委員会が指定する者

（3）利益相反に係る相談窓口を学務部研究支援課とする。

（4）適切な利益相反管理を行うために必要な事項については、日本女子大学利益相反管理規程に定める。

5. 本ポリシーの改廃は、委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

本ポリシーは、2022年4月1日から施行する。